

(重要) 本事務連絡は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第3項の規定に基づき、4月9日（金）に決定されたまん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等に係る事項について周知するものです。「3都府県におけるまん延防止等重点措置の公示に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年4月9日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）を併せて確認の上、関係者に周知願います。

文化関係独立行政法人の長
文化関係団体の長

文化庁政策課長

4月9日に決定されたまん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等について

4月9日、第60回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、4月12日以降については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第31条の4第3項の規定に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に東京都、京都府及び沖縄県を加える変更を行うとともに、東京都におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月12日から令和3年5月11日までの30日間とし、京都府及び沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月12日から令和3年5月5日までの24日間とする旨を決定したところです。

また、まん延防止等重点措置を実施すべき区域が変更されたことを踏まえ、同本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改正が行われております。さらに、同日付で各都道府県知事等宛に「3都府県におけるまん延防止等重点措置の公示に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年4月9日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）が発出されておりますので、ご参照ください。

各団体におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、特に、各都府県においてまん延防止等重点措置を講ずべき区域等が異なることから、各都道府県からの要請等の内容に十分に御留意いただき、引き続き、各事業者・業界において定められた業種別ガイドライン等に基づきながら、安全確保に細心の注意を払い、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。

本件について、関係団体・機関等に対しても周知されるようお願いいたします。

記

(参考資料)

- 令和3年4月9日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第60回）
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai_r030401.pdf
- 令和3年4月9日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第60回）における菅内閣
総理大臣発言
https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/actions/202104/09corona.html
- 令和3年4月9日 菅内閣総理大臣記者会見
https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2021/0409kaiken.html
- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年4月9日変更）
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210409.pdf
- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針新旧対照表（令和3年4月9日変更）
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20210409.pdf
- 3都府県におけるまん延防止等重点措置の公示に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年4月9日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen_20210409.pdf

本件連絡先 文化庁政策課 電話：03-6734-2809(直通) メール：s-kikaku@mext.go.jp
--